

里親制度のご案内 ～温かい家庭を子どもたちに～

子どもは、温かい家庭で愛され、大切に育てられることによって、健やかに成長していきます。しかし、家庭の様々な事業により、どうしても家庭での養育を受けることができない子どももいます。そのような子どもをご自分の家庭に迎え入れ、愛情と誠意をもって養育して下さる方を里親といいます。

里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方にお子さんの養育をお願いする制度です。里親には、養子縁組だけではなく、子どもに必要な期間、家庭に受け入れて育てる制度もあります。

里親にはどんな種類があるの？

・養育里親

子どもが自立したり、生まれ育った家庭に戻るまで、家庭に受け入れて育てる里親です。期間は子どもの事情により様々です。

・専門里親

虐待により専門的なケアを必要とする子ども、しょうがいのある子どもを育てる里親です。

・養子縁組里親

6歳未満の子どもを、特別養子縁組（戸籍上も自分の子どもとして育てること）を前提として養育する里親です。養子縁組が成立するまでは、養育里親として育てます。

・親族里親

両親が亡くなるなどして、育てられなくなった子どもを親族が育てる里親です。

※子どもが親と離れて生活しなければならない事情の中には、「母が出産で入院」といった数日間の場合や「ケガで1か月間」など比較的短期間のケースもあります。「短い期間なら協力できる」という方も、里親として登録することができます。

里親になるための要件

里親になるには、子どもが好きで健康な明るい家庭であれば、どなたでも申し込むことができます。

里親になるまでの手続き

- ① 申し込み まずは、児童相談所へご相談ください。
- ② 調査 児童相談所職員が面接や家庭訪問し、家庭状況を確認させていただきます。
- ③ 研修 2日間の基礎研修、4日間の認定前研修を受講していただきます。
- ④ 認定 北海道知事が社会福祉審議会の意見を聞き、里親としての適否を審査し、認定します。
- ⑤ 登録 北海道知事が認定した方を里親として登録します。
- ⑥ 委託 児童相談所で、子どもと里親の条件を考慮した上で、子どもとの交流後に里親へ子どもの養育が委託されます。



里親になったら

子どもの養育をお願いしている期間は、子どもの養育費として里親手当（養子縁組里親と親族里親を除く）、生活費、学校教育費、医療費など公費で支給されます。

何か困ったことがあれば、児童相談所の職員が、いつでも相談にのります。都合により、一時的に休みたいときは、休むことも可能です。また、里親同士、互いに助け合えるようにもなっています。

問合せ 北海道室蘭児童相談所 ☎0143 44 4152

健康福祉課福祉グループ（安平町子ども家庭総合支援拠点） ☎29 7071

ぬくもりの湯からのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来館時は「マスクの着用」、「手指の消毒」、「受付での体温測定」など、今後も引き続きご協力をお願いします。

なお、体温が37.5度以上ある方については、ご入館をお断りさせていただきますので、ご理解ください。

また、国の接触アプリ「ココア」、「北海道コロナ通知システム」への登録をお願いします。

【11月の休館日】10日、24日

ぬくもりの湯 ☎29 2968（営業時間11時～22時）